下「後見等登記事項証明書」という。)については、その旨を証五十二号)第十条第一項 に規定する登記事項証明書をいう。以近に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただがに掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただがに掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただがに掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただがに掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただがに掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただがに掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただがに掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただがに掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただがに掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただがに掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただがに掲げる書類を表示を表示を表示である。	(帳簿) (・帳簿) (・帳簿) (・帳簿) (・帳簿)	改正案
下「後見等登記事項証明書」という。)については、その旨を証五十二号)第十条第一項 に規定する登記事項証明書をいう。以近に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただがに掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただ次に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただ次に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただ次に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただかに掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただかに掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただかに掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただがに掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただがに掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただがに掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただがに掲げる書類を表示を表示を表示を表示という。)については、その旨を証がに掲げる書類を表示を表示を表示を表示を表示という。)については、その旨を証が、または、第二十二号)がはならない。	(帳簿) (帳簿) (帳簿) (帳簿) (帳簿) (帳簿) (帳簿) (帳簿) (長春) (長春)	現

建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

て代えることができる。 明した市町村 (特別区を含む。以下同じ。)の長の証明書をもっ

一~四 (略)

の法人の名称)を記載した書類定する構成員の氏名及び略歴(構成員が法人である場合は、そ五 申請者が法人である場合においては、役員又は第十八条に規

六~十 (略)

て確認検査を行った件数を記載した書類||十の二||別記第二号の二様式による過去二十事業年度以内におい

十一~十三 (略)

十四四 措置を講じている場合にあっては、 うべき第十七条第一項に規定する民事上の責任の履行を確保す おいて、 るために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の を加えた場合において、)あるのは「申請者の親会社等」と読み替えるものとする。 申請者が確認検査の業務を実施するに当たり第三者に損害 申請者の親会社等について、 第十一号及び前号を除く。 第五号及び第八号から第九号までの規定中「 その損害の賠償に関し当該申請者が負 前各号(第三号、 に掲げる書類 当該措置の内容を証する書 (この場合に 第四号、 申請者」 第

十六 (略)

(確認検査員の数)

当該合計した数が二未満であるときは、二とする。
合計したもの(一未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、区分した件数をそれぞれ同表のは欄に掲げる値で除して得た数をがる建築確認、中間検査及び完了検査の別に応じて区分し、当該がる建築確認、中間検査及び完了検査の別に応じて区分し、当該、その事業年度において確認検査を行おうとする件数を、次の表第十六条 法第七十七条の二十第一号の国土交通省令で定める数は

て代えることができる。明した市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長の証明書をもっ

の法人の名称)を記載した書類定する構成員の氏名及び略歴(構成員が法人である場合は、そ五 申請者が法人である場合においては、役員又は第十七条に規

六~十 (略)

十一~十三 (略)

-四 (略)

(確認検査員の数)

るときは、二とする。 ただし、当該合計した数が二未満であは切り上げる。)とする。ただし、当該合計したもの (一未満の端数掲げる方法により算定し、それらを合計したもの (一未満の端数、次の表の業務を行う建築物等の区分の欄に応じて同表の下欄に第十六条 法第七十七条の二十第一号の国土交通省令で定める数は

前条第五号及び第六号の建	য	等 *	第三号及び第四号の建	を除く。) 実物の部分を有する建築物を受けた型式に適合する建築物を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物の部分を有する建築物の部分を有する建築物の部分を有する建築物の部分を有する。			築物(法第六条第一項第四 (令第百三十六条の二の十 一第一号に係る認定に限る。)を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建 る建築物の部分を有する建 物に限る。)	(1)
建築確認	完了検査	中間検査	建築 確認	完了検査	中間 検査	建築確認	完 中 建	(3)
百三十	五百十	六百八十	三百六十	七百二十	七百八十	五百九十	八 百 六 十 十 1	(は)

中間検	建築物 除した数 は発電器	百で除した数	百で除した数中間検査を行	建築物ニー号及び第二号の建築確認	分
で除した数中間検査を行おうとする件数を九百	除した数建築確認を行おうとする件数を千で	百で除した数完了検査を行おうとする件数を千六	百で除した数中間検査を行おうとする件数を千七	二百で除した数建築確認を行おうとする件数を二千	欽

	完			完		の小時勿専用昇降幾 ――前条第十一号及び第十二号 建築	完		築設備開発の発送を表現である。	完了			完	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	完了検査	中間 検 査	建築確認	完了検査	中間 検査	建築確認	完了検査	中間検査	建築確認	完了検査	中間検査	建 築 確 認	完合大学	中間検査
	刊	三千三百	千 九 百	刊	三千五百	二千六百	七百八十	二千二百	千三百	百三十	三百四十	百	三百二十	四百五十
前条第十一号及び第十二				建築設備	向条角で引みが角ト号の				建築物前条第七号及び第八号の				建築物産をある。	何くなっている。
建築確認を行おうとする件数を六千	百で除した数百で除した数	記で食量を打合うによる牛女をこし	ヨで余した数中間検査を行おうとする件数を二千			で余した数完了検査を行おうとする件数を三百	で除した数で除した数	中間検査を行ううとする牛牧を三百	で除した数建築確認を行おうとする件数を二百	で除した数で除した数	記了検査を引ううにする牛牧を切られた。	で余した数中間検査を行おうとする件数を四百	で除した数 で除した数	

は工作物について法第六条第一項(法第八十七条第一項、法第八の民事上の責任(同法の規定により当該確認検査に係る建築物又えた場合において、その損害の賠償に関し当該その者が負うべきえた場合において、その損害の賠償に関し当該その者が負うべきの業務を実施するに当たり第三者に損害を加第十七条 法第七十七条の二十第三号の国土交通省令で定める額は(指定確認検査機関の有する財産の評価額)	(削る。)						
(新設)	がようとする場合において 数は、法第七十七条の二十 数は、法第の主件を表の二十年のである。 1 2 前項の表の建築確認、中			号の工作物前条第十三号及び第十四			号の小荷物専用昇降機
	。 けようとする場合においては、それぞれ前事業年度の件数とする数は、法第七十七条の二十三第一項の規定により指定の更新を受数は、法第七十七条の二十三第一項の規定により指定の更新を受前項の表の建築確認、中間検査又は完了検査を行おうとする件	百で除した数完了検査を行おうとする件数を三千	三百で除した数中間検査を行おうとする件数を三千	四百で除した数建築確認を行おうとする件数を三千	六百で除した数完了検査を行おうとする件数を三千	七百で除した数中間検査を行おうとする件数を三千	二百で除した数

額として次に掲げるもののうちいずれか高い額とする。 ける求償に応ずる責任を含む。 定行政庁」という。 事が置かれた市町村又は都道府県 (第三十一条において「所轄特 する場合を含む。 十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用)の規定による確認をする権限を有する建築主 が当該損害の賠償の責めに任ずる場合にお の履行を確保するために必要な

- 次のイ又は口のいずれかに該当する場合
- イ第十五条にあっては、 三千万円。 それぞれ当該イ又は口に定める額とする。 ただし、
- する場合 (口に該当する場合を除く。 第十五条第七号又は第八号のいずれかの指定を受けようと 第十五条第五号又は第六号のいずれかの指定を受けようと 億円

する場合

三億円

て行った確認検査の件数の合計数を、次の表の以欄に掲げる建業年度の前事業年度から起算して過去二十事業年度以内におい た 額 件数にそれぞれ同表の3欄に掲げる額を乗じて得た額を合計し その事業年度において確認検査を行おうとする件数と当該事 建築設備及び工作物の別に応じて区分し、 当該区分した

	(3)
十三号及び第十四号の工作物号から第十二号までの建築設備並びに同条十五条第一号及び第二号の建築物、同条第	一百円
十五条第三号及び第四号の建築物	六百円
十五条第五号及び第六号の建築物	二千円

第

第

第九第

(11)

九千円

2 財産の評価額」という。 法第七十七条の二十第三号の財産の評価額 Ŕ 次に掲げる額の合計額とする。 (第四項において「

資 産 の総額から当該貸借対照表に計上された負債の総額を控除し その事業年度の前事業年度における貸借対照表に計上された (創業費その他の繰延資産及びのれんを除く。 以下同じ。

た 額

るための保険契約を締結している場合にあっては、 加えた場合において、 内容を証する書類に記載された保険金額 ·き前項に規定する民事上の責任の履行に必要な金額を担保す その者が確認検査の業務を実施するに当たり第三者に損害を その損害の賠償に関し当該その者が負う その契約の

3 貸借対照表に計上された価額と異なることが明確であるときは、 その評価額によって計算するものとする。 前項第一号の資産又は負債の価額は、 資産又は負債の評価額が

4 の評価額とするものとする。 に増減があったことが明確であるときは、 第二項の規定にかかわらず、 前二項の規定により算定される額 当該増減後の額を財産

(指定確認検査機関に係る構成員の構成)

第十八条 員は、次の各号に掲げる法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に十八条(法第七十七条の二十第五号の国土交通省令で定める構成 掲げるものとする。

一 〈 六 (略)

(指定確認検査機関に係る名称等の変更の届出)

第十九条

(略)

(指定確認検査機関に係る構成員の構成)

第十七条 員は、次の各号に掲げる法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に十七条(法第七十七条の二十第四号の国土交通省令で定める構成 掲げるものとする。

| ~ 六 (略)

(指定確認検査機関に係る名称等の変更の届出)

第十八条 (略)

(指定確認検査機関の業務区域の変更に係る認可の申請)

第二十条 国土交通大臣等に提出しなければならない。 第十三号、 第十四条第一号から第五号まで、第七号、第十号、 定により業務区域の増加に係る認可の申請をしようとするときは 別記第四号様式の指定確認検査機関業務区域増加認可申請書に 指定確認検査機関は、法第七十七条の二十二第一項の規 第十五号及び第十六号に掲げる書類を添えて、これを 第十号の二、

(指定確認検査機関の業務区域の変更の届出)

第二十一条 (略)

(指定換えの手続)

第二十二条

(略)

指定確認検査機関に係る指定の更新)

第二十三条 年度の前事業年度において行った確認検査の件数」と読み替える 行おうとする件数」 及び第十七条第一項第二号中「その事業年度において確認検査を ものとする。 ようとする場合について準用する。 |十三第|項の規定により指定確認検査機関が指定の更新を受け 第十四条から第十八条までの規定は、 とあるのは、 この場合において、 指定の申請の日の属する事業 法第七十七条の 第十六条

(削る。

(指定確認検査機関の業務区域の変更に係る認可の申請

第十九条 第十四号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣等に提出し 第十四条第一号から第五号まで、第七号、第十号、第十三号及び 定により業務区域の増加に係る認可の申請をしようとするときは なければならない。 別記第四号様式の指定確認検査機関業務区域増加認可申請書に 指定確認検査機関は、法第七十七条の二十二第一項の規

(指定確認検査機関の業務区域の変更の届出)

第二十条 (略)

(指定換えの手続)

第二十一条 (略)

検査機関が指定の更新を受けようとする場合は、 十二条 指定確認検査機関に係る指定の更新) 法第七十七条の二十三第一 項の規定により、 第十四条から第 指定確認

十七条までの規定を準用する。

(確認検査の方法)

第二十三条 号に定めるものとする。 方法は、次の各号に掲げる確認又は検査に応じ、それぞれ当該各 法第七十七条の二十四第一項の国土交通省令で定める

場合を含む。)の規定による確認 法第六条の二第一項 (法第八十七条第一項において準用する 次に定める方法

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以

事項が記載された図書及び⒀に掲げる図書をもって行うこと事項が記載すべき事項のほか、次の⑴から⒀までに掲げる下「施行規則」という。)別記第二号様式の第二面から第五下「施行規則」という。)

__べき事項 | 川第一条の三第一項の表一の⑴項及び⑶項に掲げる明示す() | 法第六条第一項第一号に掲げる建築物については施行規()

(6) 法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同ては同表のぼ項に掲げる明示すべき事項物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物につい(5) 法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築

事項では用途変更の場合を除き同表の〈項に掲げる明示すべきのは用途変更の場合を除き同表の〈項に掲げる明示すべき第七項の規定による限度を超えるものである建築物につい項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び

項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第()法第五十二条第九項の規定の適用によりその容積率が同))

示すべき事項物については用途変更の場合を除き同表のと項に掲げる明知については用途変更の場合を除き同表のと項に掲げる明二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築

- (1) 法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの|| を除き同表の偽項に掲げる明示すべき事項|| がる規定が適用されない建築物については用途変更の場合|| 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第三号に掲
- (平成九年法律第四十九号)第三十一条第二項に規定する間口率をいう。)の制限及び高さの(平成九年法律第四十九号)第三十一条第二項に規定する防災都市計画施設をいう。)に係る間口率(法第六十七条の二第六項の規定により防災都市計画施設をいう。)に係る間口率(法第六十七条の二第六項の規定により防災都市計画施設をいう。)に係る間口率(法第六十七条の二第六項の規定により防災都市計画施設のを項に掲げる明示すべき事項
- 、()項、()項、()項及び()項並びに表三の()項の構造計算高認定書の写しを添えたものにおいては同項の表二の()項の精造計算の表二の()項及び()項並びに表三の()項の構造計算の活動する建築物についてはそれぞれ同項の表二及び表三の()欄各項に掲げる図書(用途変更の場合においてはあいてはをれぞれ同項の表二及び表三の()欄各項にあり、()項、()項、()項、()項、()項及び()項があらかじめ安全であると認定して、()ので、当該認定に係る場合で、当該認定に係る場合で、当該認定に係る場合で、当該認定に係る場合で、当該認定に係る。

臣の指定したものを除く。)の計算書並びに同表の意項に掲げる図書のうち国土交通大

場合においては、ホに規定するもののほか、同表の3欄の当条の三第六項の表の⑴欄各項に該当する建築設備が含まれる

法第六条第一項各号に掲げる建築物の計画に施行規則第

- 11 -

該各項に掲げる図書をもって行うこと。

(۱)|ح 区分に応じ、それぞれ⑴から⑶までに定めるところによるこ の二十第 にあっては、 法第六条の三第一項各号に掲げる建築物又は法第六十八条 認証型式部材等」という。 一項に規定する認証型式部材等 (以下この号におい く ホ又はへの規定にかかわらず、 を有する建築物に係る確認 次に掲げる

法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式 (以下この号 に掲げる建築物の区分に応じ、 ものにあっては、 において「認定型式」という。 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物に係る確認 施行規則第一条の三第七項の表一の⑴欄 同表の分欄に掲げる図書に の認定書の写しを添えた

ついてはこれを審査することを要しない。

(2) 項を審査することを要しない。 る図書に明示すべき事項については同表のに欄に掲げる事 ついてはこれを審査することを要せず、 区分に応じ、 施行規則第一条の三第七項の表二の⇔欄に掲げる建築物の 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物に係る確認 同表の3欄に掲げる図書に明示すべき事項に 同表のは欄に掲げ

チ (3) 応じ、 法第八十七条の二において準用する法第六条の二第一項の は同表のほ欄に掲げる事項を審査することを要しない。 則第一条の三第七項の表一の⑴欄に掲げる建築物の区分に 材等に係る認証書の写しを添えたものにあっては、 せず、同表のに欄に掲げる図書に明示すべき事項について 書に明示すべき事項についてはこれらを審査することを要 認証型式部材等を有する建築物に係る確認 同表の3欄に掲げる図書及び同表のは欄に掲げる図 認証型式部 施行規

規定による確認においては、施行規則別記第四号様式の第二

れぞれの項に掲げる明示すべき事項が記載された図書及び同 面に記載すべき事項及び施行規則第一条の三第八項の表のそ

- 12 -

もって行うこと。建築設備についてはそれぞれ同表の3欄各項に掲げる図書を条第六項の表の⑴欄各項に該当する昇降機又は昇降機以外の

(1) 認定型式に適合する部分を有する建築設備に係る確認かわらず、次に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定め材等を有する建築設備に係る確認にあっては、チの規定にかり 認定型式に適合する部分を有する建築設備又は認証型式部

応じ、

る。

欄に掲げる図書についてはこれを審査することを

(2) 認証型式部材等を有する建築設備に係る確認 認証型式 要しない。

域外の区域内にある場合(ヲに掲げる場合を除く。)におい

確認に係る建築物の敷地が都市計画区域及び準都市計画区

を証する書面をもって行うこと。第四十一条第二項又は第四十二条の規定に適合していること画が都市計画法第二十九条第二項、第三十五条の二第一項、る場合を除き、イからへまでに規定するもののほか、その計では、施行規則第一条の三第十二項各号のいずれかに該当す

確認に係る建築物の敷地が市街化区域、

区域区分が定めら

ワ 除き、 律(昭和四十一年法律第百十号)第五条第一項又は宅地造成 計画法第五十三条第一項、流通業務市街地の整備に関する法 行規則第一条の三第十四項各号のいずれかに該当する場合を 第一項の宅地造成工事規制区域内にある場合においては、 規定に適合していることを証する書面をもって行うこと。 等規制法第八条第一項若しくは第十二条第一項の規定に適合 宅地造成等規制法 (昭和三十六年法律第百九十一号) 第三条 行区域内、 計画施設の区域内若しくは同条第七項の市街地開発事業の施 第三十五条の二第一項、 合においては、 及び準都市計画区域外の区域のうち二以上の区域にわたる場 れていない都市計画区域、 していることを証する書面をもって行うこと。 に該当する場合を除き、 確認に係る建築物の敷地が都市計画法第四条第六項の都市 その計画が都市計画法第二十九条第 イからへまでに規定するもののほか、 同法第八条第一項第十三号の流通業務地区内又は 施行規則第一条の三第十三項各号のいずれか イからへまでに規定するもののほか 第四十一条第二項又は第四十二条の 準都市計画区域又は都市計画区域 項若しくは第二項、 その計画が都市 施

第七十二号)第三十五条又は第三十六条の規定に適合していするもののほか、その計画が都市緑地法(昭和四十八年法律の)内にある場合においては、施行規則第一条の三第十五項号の緑化地域(以下この号において単に「緑化地域」という確認に係る建築物の敷地が都市計画法第八条第一項第十二

ることを証する書面をもって行うこと。

- 図書をもって行うこと。 九第二項の規定に基づく条例の規定に適合するものであるこ いて定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された により特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則にお に規定するもののほか、 とについての確認をする場合においては、 づく条例の規定を準用する場合を含む。) 又は第六十八条の (法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基 十三条第二項、 |第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例 確認に係る建築物が法第三十九条第二項、 第四十九条から第五十条まで、 施行規則第一条の三第十五項の規定 イ 第四十条、 π̈́ 第六十八条の ヘ又はチ 第四
- レ 特定行政庁が、規則で、確認に係る建築物の工事計画が建 とすることができること。

るものにあつては施行規則第二項第一号に掲げる明示すべき事項が記載された図書)並び 「同項の表二のい欄各項に該当する工作物については同表の 「同項の表二のい欄各項に該当する工作物については同表の 「同項の表」及び施行規則第三条第一項の表」に掲げる明 「同項の表」のにあつては施行規則第三条第一項の表」に掲げる明 「同項の表」のにあつては施行規則第三条第一項の表」に掲げる明 「同項の表」のにあっては、施行規則別記第四号様式(昇降機用)に記 「関係の項に掲げる明示すべき事項が記載された図書)がで 「日項の表」のい間を可に該当する工作物については同表の 「日項の表」のい間を可に表する。「日本のにおいては同表の 「日項の表」のい言に表する。「日本のにおいては同表の 「日項の表」のい言に表する。「日本のにおいては一ては、「日本のにおいては、「日本のには、「日

則第三条第四項の表の(()欄に掲げる工作物の区分に応じ、(2) | 「掲げる図書についてはこれを審査することを要しない。 | に掲げる図書についてはこれを審査することを要しない。 | において準用する法第六十八条の十第一項の認定を受けた | 「成の認定書の写しを添えたものにあっては、施行規則第 | 三条第四項の表の(()欄に掲げる工作物の区分に応じ、(3欄 | 三条第四項の表の(()欄に掲げる工作物の区分に応じ、(3欄 | 三条第四項の表の(()欄に掲げる工作物に係る確認 | 法第八十八条第一項 | 法第八十八条第一項において準用する法第六条の三第一

(3)欄に掲げる図書及びは欄に掲げる図書に明示すべき事項

- 16 -

することを要しない。図書に明示すべき事項についてはぼ欄に掲げる事項を審査についてはぼ欄に掲げる事項を審査についてはこれらを審査することを要せず、に欄に掲げる

| では、 | でも、 | でも

朩 か 三条第六項の規定により、 あることについての確認をする場合においては、 例の規定を準用する場合を含む。 法第四十条又は法第八十八条第二項において準用する法第四 書をもって行うこと。 て定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された図 八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条 定に基づく条例(法第八十八条第二項において準用する法第 十九条から第五十条まで若しくは第六十八条の二第 確認に係る工作物が法第八十八条第 特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則におい イ又は口の規定に定めるもののほ)の規定に適合するもので 一項において準用する 施行規則第 項の規

 \equiv

項若しくは第二項において準用する場合を含む。) 又は法第

法第七条の二第一項 (法第八十七条の二又は法第八十八条第

- 17 -

| 事項は、次のとおりとする。| 第二十六条 法第七十七条の二十七第二項の国土交通省令で定める

事項は、次のとおりとする。

(確認検査業務規程の記載事項)

める方法 おいて準用する場合を含む。)の検査 次のイから八までに定おいて準用する場合を含む。)の検査 次のイから八までに定七条の四第一項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項に

- 不 施行規則別記第十九号様式の第二面から第四面まで又は施 マ第二十条の五第一項第三号に規定する内装の仕上げに用 できまのとされる事項が記載された図書をもって行うこと。 できまのとされる事項が記載された図書をもって行うこと。 できまのとされる事項が記載された図書をもって行うこと。 で第二十条の五第一項第四号の規定により特定行政庁が申請 る当該建築材料を用いた図書及び施行規則第四条第一項第五号 る当該建築材料を用いた内装の仕上げの部分を写した写真を 求めること。
- 求めること。

 求めること。

 求めること。

 大の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真を
 「理の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終
 「共の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終

,イレ又は磁気ディスクをもって確認前項各号に規定する図書に代えて、ホー実地に行うこと。

電子計算機に備えられたフ

2

第二十六条 法第七十七条の二十七第二項の国土交通省令で定める(確認検査業務規程の記載事項)る。 ってル又は磁気ディスクをもって確認又は検査を行うことができ

| ~ 十 (略)

置に関する事項十一確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための措

閲覧に関する事項十二 法第七十七条の二十九の二各号に掲げる書類の備置き及び

十三 (略)

(帳簿)

る事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。第二十八条(法第七十七条の二十九第一項の確認検査の業務に関す

でに定める事項・次のイから二までに掲げる区分に応じ、それぞれイから八ま

イ (略)

に記載すべき事項 ロ 建築設備 施行規則別記第八号様式による申請書の第二面

の第二面に記載すべき事項では、施行規則別記第八号様式(昇降機用))による申請書号様式(令第百三十八条第二項第一号に掲げる工作物にあっ八、法第八十八条第一項に規定する工作物、施行規則別記第十八

| 一号様式による申請書の第二面に記載すべき事項| | 法第八十八条第二項に規定する工作物 | 施行規則別記第十

の規定による報告を行った年月日 、法第六条の二第十項(法第八十七条第二項において同じ。) 可において準用する場合を含む。次条第三項において同じ。)及び おいて準用する場合を含む。次条第三項において同じ。)及び は、第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項に (法第八十八条第一項若しくは第二項に の規定による報告を行った年月日

一~十 (略)

十一 (略)

(帳簿)

一(次のイから八までに掲げる区分に応じ、それぞれイから八まる事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。第二十八条(法第七十七条の二十九第一項の確認検査の業務に関す

1 (略)

でに定める事項

に記載すべき事項 ロ 建築設備 施行規則別記第四号様式による申請書の第二面

則別記第十一号様式による申請書の第二面に記載すべき事項又は法第八十八条第二項に規定する工作物にあっては施行規がる工作物にあっては施行規則別記第十号様式(令第百三十八条第二項第一号に掲入、工作物、法第八十八条第一項に規定する工作物にあっては、

の規定による報告を行った年月日 は第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次条第三項において同じ。)及びおいて準用する場合を含む。次条第三項において同じ。)、法第七条の二第六項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項に(法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場には法第八条の二第三項(法第八十七条第一項、法第六条の二第三項(法第八十七条第一項、法第六条の二第三項(法第八十七条第一項、法第八条の二第三項(法第八十七条第一項、法第八条の二第三項(法第八十七条第一項、法第八十七条の

2 (略)

ならない。 、第三十一条の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければ、第三十一条の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければる記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)は3 法第七十七条の二十九第一項に規定する帳簿 (前項の規定によ

(図書の保存)

第二十九条 法第七十七条の二十九第二項の確認検査の業務に関す 第三条の五第三項第二号、 る施行規則第四条並びに施行規則第四条の十 二及び施行規則第三条、 和二十五年建設省令第四十号。 る書類で国土交通省令で定めるものは、 十四第三項第二号に掲げる書類とする。 する施行規則第四条の八に規定する図書及び書類並びに施行規則 条の三において準用する施行規則第一条の三、 施行規則第四条の四の二において準用す 第四条の七第三項第二号及び第四条の 以下「施行規則」という。 建築基準法施行規則 一の二において準用 施行規則第二条の 第三 (昭

代えることができる。、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同項の図書及び書類に電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定確認検査機関において2.前項の図書及び書類が、電子計算機に備えられたファイル又は

2

の交付の日から十五年間保存しなければならない。第一項の規定による確認済証(計画の変更に係るものを除く。)、当該建築物又は工作物に係る法第六条第一項又は法第六条の二名記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)は3 法第七十七条の二十九第二項に規定する書類(前項の規定によ

(書類の閲覧等)

で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。第二十九条の二、法第七十七条の二十九の二第四号の国土交通省令

2 (略)

、確認検査の業務の全部を廃止するまで保存しなければならないる記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)は3 法第七十七条の二十九第一項に規定する帳簿 (前項の規定によ

(図書の保存)

規定する図書(確認又は検査に要したものに限る。)とする。る書類で国土交通省令で定めるものは、第二十三条第一項各号に第二十九条 法第七十七条の二十九第二項の確認検査の業務に関す

- る。 アイル又は磁気ディスクをもって前項の図書に代えることができァイル又は磁気ディスクをもって前項の図書に代えることができ機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該フスクに記録され、必要に応じ指定確認検査機関において電子計算前項の図書が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディー

(新設)

- 一定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 書
 「財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書又は損益計算
- を記載した書類三年法人である場合にあっては、役員及び構成員の氏名及び略歴
- 2 指定確認検査機関は、法第七十七条の二十九の二第一号及び前との者のなした出資の価額を記載した書類の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する四、法人である場合にあっては、発行済株式総数の百分の五以上
- 三号並びに第一項第一号、第三号及び第四号に定める書類に記載る。指定確認検査機関は、法第七十七条の二十九の二第二号及び第月以内に作成し、遅滞なく確認検査の業務を行う事務所ごとに備項第二号に定める書類を、事業年度ごとに当該事業年度経過後三月の
- 4 法第七十七条の二十九の二各号の書類が、電子計算機に備えら 4 法第七十七条の二十九の二各号の書類が、電子計算機に備えら

更しなければならない。

した事項に変更を生じたときは、

遅滞なく、

当該書類の記載を変

- 認検査の業務を行う事務所に備え置くものとする。類を備え置いた日から起算して五年を経過する日までの間当該確行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)を、当該書 指定確認検査機関は、第二項の書類(前項の規定による記録が
- 6 指定確認検査機関は、法第七十七条の二十九の二各号の書類(

届出書を国土交通大臣等に提出しなければならない。	その他特定行政庁が必要と認めること事実を証する資料。法第七十七条の三十一第三項に規定する事実の概要及び当該立入検査を行った年月日。	世 一 立入検査を行った指定確認検査機関の名称及び事務所の所在 一 立入検査を行った指定確認検査機関の名称及び事務所の所在 、次に掲げる事項について、文書をもって行うものとする。 (監督命令の原因となった事実 監督命令の内容 監督命令の内容 「監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在」	監督命令をした年月日 「監督命令をした年月日 「「大田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田	他の適当な方法により公にしておかなければならない。
届出書を国土交通大臣等に提出しなければならない。うとするときは、別記第十号様式の指定確認検査機関業務休廃止定により確認検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しよ三十条(指定確認検査機関は、法第七十七条の三十四第一項の規(指定確認検査機関に係る業務の休廃止の届出)		R)			

2 都道府県知事を除く。 所轄する特定行政庁(都道府県知事にあっては、 該指定確認検査機関業務休廃止届出書の写しを、 指定確認検査機関は、 前項の規定による提出をしたときは、 に送付しなければならない。 その指定をした その業務区域を 当

(処分の公示)

第三十条の二 法第七十七条の三十五第三項の規定による公示は、 府県知事にあっては当該都道府県の公報で行うものとする。 次に掲げる事項について、 国土交通大臣にあっては官報で、 都道

- 処分をした年月日
- びにその者が法人である場合にあっては代表者の氏名 処分を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並
- 四三 処分の内容

処分の原因となった事実

確認検査の業務の引継ぎ)

第三十 次に掲げる事項を行わなければならない。 取り消した場合にあっては、 三十五第一項又は第二項の規定により指定確認検査機関の指定を 十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消されたときは、 より確認検査の業務の全部を廃止したとき又は法第七十七条の三 次項において同じ。 一条 指定確認検査機関(国土交通大臣等が法第七十七条の ば、 法第七十七条の三十四第一項の規定に 当該指定確認検査機関であった者。

- 確認検査の業務を、所轄特定行政庁に引き継ぐこと。
- 条第二項の書類を所轄特定行政庁に引き継ぐこと。 法第七十七条の二十九第一項の帳簿を国土交通大臣等に、 同
- \equiv その他国土交通大臣等又は所轄特定行政庁が必要と認める事
- 2 うとするときは、あらかじめ、引継ぎの方法、時期その他の事項 指定確認検査機関は、 項 前項第二号の規定により書類を引き継ご

(新設)

業務の廃止に係る書類の引継ぎ)

第三十一条 条の二十九第 規定により確認検査の業務の全部を廃止したときは、 を当該建築物に係る特定行政庁に引き継がなければならない。 指定確認検査機関は、法第七十七条の三十四第一項の 項の帳簿を国土交通大臣等に、 同条第二項の書類 法第七十七

につい ζ 所轄特定行政庁に協議しなければならない。

(指定確認検査機関

第三十一条の二 区 域、 務の開始の日は、 き設立された法人であるものの名称及び住所、 のに限る。 確認検査の業務を行う事務所の所在地並びに確認検査の業 次項において同じ。 指定確認検査機関 次のとおりとする。)のうち、民法第三十四条に基づ (国土交通大臣の指定に係るも 指定の区分、 業 務

略)

2 (略)

(指定構造計算適合性判定機関に係る指定の申請)

第三十一条の三 法第七十七条の三十五の二の規定による指定を受 きる。 年被後見人でないことを証する後見等登記事項証明書については事に提出しなければならない。ただし、第九号の書類のうち、成定機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを都道府県知 けようとする者は、 その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることがで 別記第十号の二様式の指定構造計算適合性判

— 〈 四 (略)

五 定する構成員の氏名及び略歴(構成員が法人である場合は、)法人の名称)を記載した書類 申請者が法人である場合においては、 役員又は第十八条に規 そ

六~十五 (略)

(図書の保存

合性判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、庖第三十一条の十一 法第七十七条の三十五の十第二項の構造計算適 る場合を含む。)に規定する図書及び書類並びに構造計算適合性 行規則第二条第二項(施行規則第三条の四第四項において準用す

(指定確認検査機関)

第三十一条の二 指定確認検査機関のうち、民法第三十四条に 区 域、 務の開始の日は、 き設立された法人であるものの名称及び住所、 確認検査の業務を行う事務所の所在地並びに確認検査の業 次のとおりとする。 指定の区分、 業務

(表 略)

2

(略)

第三十一条の三 法第七十七条の三十五の二の規定による指定 き る。 、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることがで 年被後見人でないことを証する後見等登記事項証明書については 事に提出しなければならない。ただし、第九号の書類のうち、成定機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを都道府県知 けようとする者は、別記第十号の二様式の指定構造計算適合性 (指定構造計算適合性判定機関に係る指定の申請) 判

— 〈 四 (略)

五 の法人の名称)を記載した書類 定する構成員の氏名及び略歴 (構成員が法人である場合は、 申請者が法人である場合においては、 役員又は第十七条に規 そ

六~十五 (略)

図 「書の保存」

第三十一条の十一 したものに限る。) 及び構造計算適合性判定の結果を記載した通 二十三条第一項第一号に規定する図書(構造計算適合性判定に要 合性判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第 法第七十七条の三十五の十第二項の構造計算適

ための審査の結果を記載した図書とする。判定の結果を記載した通知書の写しその他構造計算適合性判定の

2 (略)

による通知書の交付の日から十五年間保存しなければならない。第六条第八項、法第六条の二第五項又は法第十八条第七項の規定)は、法第十八条の二第三項の規定により読み替えて適用する法による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。3 法第七十七条の三十五の十第二項に規定する書類(前項の規定

(指定認定機関に係る指定の申請)

市町村の長の証明書をもって代えることができる。とを証する後見等登記事項証明書については、その旨を証明したならない。ただし、第九号の書類のうち、成年被後見人でないこ次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければようとする者は、別記第十一号様式の指定認定機関指定申請書に呈十二条 法第七十七条の三十六第一項の規定による指定を受け

— 〈 四

の法人の名称)を記載した書類定する構成員の氏名及び略歴(構成員が法人である場合は、それ申請者が法人である場合においては、役員又は第十八条に規

八~十四 (略)

(指定認定機関に係る指定の区分)

第三十三条 (略)

工作物の部分の区分を明らかにして行うものとする。2(前項各号に掲げる指定の申請は、次に掲げる建築物の部分又は

| ~ 十 | (略)

飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機架の遊戯施設又はメリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、十二(ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高

した図書とする。 知書の写しその他構造計算適合性判定のための審査の結果を記

2 (略)

による通知書の交付の日から十五年間保存しなければならない。第六条第八項、法第六条の二第五項又は法第十八条第七項の規定)は、法第十八条の二第三項の規定により読み替えて準用する法による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。3 法第七十七条の三十五の十第二項に規定する書類(前項の規定

(指定認定機関に係る指定の申請)

市町村の長の証明書をもって代えることができる。
とを証する後見等登記事項証明書については、その旨を証明したならない。ただし、第九号の書類のうち、成年被後見人でないこ次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければようとする者は、別記第十一号様式の指定認定機関指定申請書に第三十二条 法第七十七条の三十六第一項の規定による指定を受け

— { 四

の法人の名称)を記載した書類定する構成員の氏名及び略歴 (構成員が法人である場合は、そ五 申請者が法人である場合においては、役員又は第十七条に規

六~十四 (略)

(指定認定機関に係る指定の区分)

第三十三条 (略)

| 工作物の部分の区分を明らかにして行うものとする。| 2 前項各号に掲げる指定の申請は、次に掲げる建築物の部分又は

| ~ 十 | (略)

飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機架の遊戯施設又はメリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、十二(ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高)

装置の部分
分及びこれを支え、又は吊る構造上主要な部分並びに非常止め分及びこれを支え、又は吊る構造上主要な部分並びに非常止めを使用するものの部分のうち、かご、車両その他人を乗せる部

(認定等業務規程の認可の申請)

ければならない。

「に係る認定等業務規程を添えて、これを国土交通大臣に提出しなー・五号様式の指定認定機関認定等業務規程認可申請書に当該認可定により認定等業務規程の認可を受けようとするときは、別記第第四十条 指定認定機関は、法第七十七条の四十五第一項前段の規

2 (略

(認定等業務規程の記載事項)

第四十一条 法第七十七条の四十五第二項の国土交通省令で定める

事項は、次のとおりとする。

九 認定等の業務の公正かつ適確な実施を確保するための措置に一〜八 (略)

関する事項

+

(略)

(州須)

第四十三条 (略)

2 (略)

、第四十六条の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければる記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)は3 法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿(前項の規定によ

(図書の保存)

ならない。

装置の部分分及びこれを支え、又はつる構造上主要な部分並びに非常止め分及びこれを支え、又はつる構造上主要な部分並びに非常止めを使用するものの部分のうち、かご、車両その他人を乗せる部

(認定等業務規程の認可の申請)

認定等業務規程を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければ様式の指定認定機関認定等業務規程認可申請書に当該認可に係る規程」という。)の認可を受けようとするときは、別記第十五号定により同項に規定する認定等業務規程(以下単に「認定等業務第四十条 指定認定機関は、法第七十七条の四十五第一項前段の規

ならない。

2 (略)

(認定等業務規程の記載事項)

事項は、次のとおりとする。第四十一条(法第七十七条の四十五第二項の国土交通省令で定める

一~八 (略)

九 (略)

7四十三条(帳簿)

第四十三条 (略)

2 (略)

、認定等の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。る記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)は3.法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿(前項の規定によ

(図書の保存)

2 第四 ディスクに記録され、 I十四条 前項各号の図書が、 (略) 必要に応じ指定認定機関において電子計算 電子計算機に備えられたファイル又は磁気

3 ばならない。 業務に係るものにあっては第四十六条の規定による引継ぎ(型式、当該認定又は認証が取り消された場合を除き、型式適合認定の る記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)は 等製造者の認証の業務に係るものにあっては五年間保存しなけれ 適合認定の業務に係る部分に限る。 当該認定又は認証が取り消された場合を除き、 法第七十七条の四十七第二項に規定する書類 (前項の規定によ)を完了するまで、 型式部材

ァイル又は磁気ディスクをもって同項各号の図書に代えることが 機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該フ できる。

3

処分の公示

第四· 次に掲げる事項について、 十五条の二 法第七十七条の五十 官報で行うものとする。 第三項の規定による公示は

処分をした年月日

その者が法人である場合にあっては代表者の氏名 処分を受けた指定認定機関の名称及び事務所の所在地並びに

処分の内容

四三 処分の原因となった事実

(認定等の業務の引継ぎ)

第四十六条 ければならない。 条の五十二第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わな 場合にあっては、 第一項又は第二項の規定により指定認定機関の指定を取り消した 指定認定機関(国土交通大臣が法第七十七条の五十 - 当該指定認定機関であった者) は、法第七十七

> 第四十四条 (略)

2

できる。 ァイル又は磁気ディスクをもって前項各号の図書に代えることが 機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該フ ディスクに記録され、 前項各号の図書が、 必要に応じ指定認定機関において電子計算 電子計算機に備えられたファイル又は磁

ければならない。 部材等製造者の認証の業務に係るものにあっては五年間保存し 業務に係るものにあっては当該業務の全部を廃止するまで、 る記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。 当該認定又は認証が取り消された場合を除き、 法第七十七条の四十七第二項に規定する書類 (前項の規定によ 型式適合認定の し は 型式

(新設)

(認定等の業務の引継ぎ)

第四十六条 する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。 指定認定機関は、 法第七十七条の五十二第一項に規定

\ = (略)

(略)

(指定性能評価機関に係る指定の申請)

明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。ければならない。ただし、第九号の書類のうち、成年被後見人で請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなまうとする者は、別記第二十九号様式の指定性能評価機関指定申第五十八条 法第七十七条の五十六第一項の規定による指定を受け

| ~四 (略)

の法人の名称)を記載した書類 定する構成員の氏名及び略歴 (構成員が法人である場合は、そ五 申請者が法人である場合においては、役員又は第十八条に規

六~十五 (略)

(指定性能評価機関に係る指定の区分)

るものとする。
十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げ第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七

| ~ 二十二 (略)

びに同項の表三の各項の認定に係る性能評価を行う者としての二十三 施行規則第一条の三第一項第一号イ、同号ロ⑴及び⑵並

指定

|十四 (略)

(評価員の要件)

のいずれかに該当する者であることとする。十七条の四十二第二項の国土交通省令で定める要件は、次の各号第六十四条(法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七

一~三 (略)

(指定性能評価機関に係る指定の申請)

明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。ないことを証する後見等登記事項証明書については、その旨を証ければならない。ただし、第九号の書類のうち、成年被後見人で請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなようとする者は、別記第二十九号様式の指定性能評価機関指定申第五十八条 法第七十七条の五十六第一項の規定による指定を受け

| ~四 (略)

五

の法人の名称)を記載した書類定する構成員の氏名及び略歴 (構成員が法人である場合は、そ申請者が法人である場合においては、役員又は第十七条に規

六~十五 (略)

(指定性能評価機関に係る指定の区分)

るものとする。 十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げ第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七

| ~ 二十二 (略)

行う者としての指定二十三の施行規則第一条の三第一項本文の認定に係る性能評価を

二十四 (略)

(評価員の要件)

のいずれかに該当する者とする。十七条の四十二第二項の国土交通省令で定める要件は、次の各号第六十四条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七

一~三 (略)

(性能評価業務規程の記載事項

第六十七条 りとする。 十七条の四十五第二項の国土交通省令で定める事項は、 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七 次のとお

一~八 (略)

九 に関する事項 性能評価の業務の公正かつ適確な実施を確保するための措置

+ (略)

(帳簿)

第六十八条 略)

2 3

四十七第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた 同項のファイル又は磁気ディスクを含む。) は、第七十一条の規 定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の

(図書の保存)

第 (六十九条 (略)

2 ァイル又は磁気ディスクをもって同項の図書に代えることができ 機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該フ スクに記録され、必要に応じ指定性能評価機関において電子計算 前項の図書が、 電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディ

3 四十七第二項に規定する書類(前項の規定による記録が行われた法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の 同 定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。 ||項のファイル又は磁気ディスクを含む。) は、第七十一条の規

3

処分の公示

(性能評価業務規程の記載事 項

第六十七条 十七条の四十五第二項の国土交通省令で定める事項は、 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七 次のとお

(略) りとする。

九 略)

第六十八条 略)

2

3 の全部を廃止するまで保存しなければならない。 同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)は、 四十七第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の 性能評価

(図書の保存)

第六十九条 (略)

2 ァイル又は磁気ディスクをもって前項の図書に代えることができ 機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、 スクに記録され、 前項の図書が、 必要に応じ指定性能評価機関において電子計算 電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディ

の全部を廃止するまで保存しなければならない。 同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)は、 四十七第二項に規定する書類(前項の規定による記録が行われた 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十 性能評価の業務

->三 (略)	
、次に掲げる事項を行わなければならない。	定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。五十六第二項において準用する法第七十七条の五十二第三項に規っては、当該指定性能評価機関であった者)は、法第七十七条の二項の規定により指定性能評価機関の指定を取り消した場合にあ
おいて準用する法第七十七条の五十二第一項に規定する場合には第七十一条 指定性能評価機関は、法第七十七条の五十六第二項に(性能評価の業務の引継ぎ)	十六第二項において準用する法第七十七条の五十一第一項又は第第七十一条 指定性能評価機関(国土交通大臣が法第七十七条の五(性能評価の業務の引継ぎ)
(新設)	四 処分の原因となった事実